

第一次世界大戦後フランスの道德・市民教育カリキュラム

The curriculum of moral and civic instruction after World War I in France

大津 尚志

OTSU Takashi

武庫川女子大学 学校教育センター年報

第4号 2019年

第一次世界大戦後フランスの道徳・市民教育カリキュラム

The curriculum of moral and civic instruction after World War I in France

大津尚志*

OTSU, Takashi*

要旨

フランスの小学校において、1882年法により「道徳・市民」科が導入された。同法の制定後、「宗教なき道徳教育」「神なき道徳教育」がおこなわれていくこととなる。第一次世界大戦をへて1923年になると新たな学習プログラムが作成された。それは、当時既にさかんになりつつあった「新教育」の影響を受けたものであり、子どもの自発性を重視するものである。話をきかせることや子どもに朗読させるという方法がとられることが多かった。学習プログラムが教育実践に呼応して作成されるというところが多々ある。当時のフランスの小学校で教えられている道徳教育の内容は、勤勉や清潔、やさしさなどの『よき児童』の道徳であり、それは19世紀に宗教教育が行われていた時期からほぼ変容していない。それ以外に関しては、良心の自由が保障されているなか、道徳教育は消極的なものであるべきとされており、どのような道徳性（や宗教性）を身につけるかはあくまで本人の自由に任せられていたところがあった。

キーワード：フランス 道徳教育 市民教育 カリキュラム 小学校

はじめに

フランス第三共和政期において、1882年法⁽¹⁾により筆頭におかれていた「道徳・宗教」科が「道徳・市民」科に改められ、公教育から宗教は排除されることとなった。「道徳・市民」科の教育内容については、まず「1887年学習プログラム」と通常よばれる学習プログラムにより、規定された。「宗教なき道徳教育」「神なき道徳教育」の内容が模索されていくこととなる。しかし、学習プログラムに関してはその後1923年までは新たな動きはない。

本稿では、第一次世界大戦後フランスにおける道徳・市民教育について、1923年学習プログラムと、その影響下で作成された手引書（manuel）を中心に検討するものである。先行研究をみると、日本においては管見のかぎり皆無に等しい。例えば、原聡介は第三共和期のフランスの道徳教育を論じていて、1882年法制定時およびその後の議論をジャネ（Janet）やビューイッソン（Buisson）、さらには1903年～1904年のデュルケム（Durkheim）の道徳教育講義に言及して論をおこしている⁽²⁾。しかし、第一次大戦後の言及は皆無である。フランスにおいては、デロワ『学校と市民性：フェリーからヴィシーまでの論争、共和的個人主義』⁽³⁾という文献は、本稿でとりあげる時期を含めての市民教育の動向をとりあげている。しかし、この時期に対する言及はほとんどない。フランス道徳・市民教育史についてのムニオットの論文⁽⁴⁾も言及はごくわずかである。1923年学習プログラムは研究上しばしば触れられるものであるが、道徳・市民科のその内容に関する研究はフランスにおいてもほぼ存在しない。先行研究の欠落を埋める意味でも、本研究は意義をもつと考える。

第1節 「新教育」の動向から1923年学習プログラムへ

第一次世界大戦直後の時期において、しばらくは道徳・市民教育にかかわる事項に関して、政府と

* 学校教育センター講師

しての大きな動きはない。教師の間のレベルでは、教師のなかにも戦争で動員をかけられ死亡・負傷者が多くでたこともあり、「平和主義」「愛国心の見直し」がいわれたことはあった⁽⁵⁾。

この時代の動向としては、「新教育」⁽⁶⁾の学校が増えることがある。例えば、ドクロリーによる「生活のための、生活による学校」は急増した。世界新教育同盟は1921年にカレーで発足する。1922年にその一機関として「フランス語圏新教育グループ」から、フェリエール（Ferrière）が編集長となり、『新しい時代のために（Pour l'ère nouvelle）』という機関誌が発行されるようになる⁽⁷⁾。ロッシュの学校の校長であったベルティエ（Bertier）やビュイツソンも参加していた。このころの公立学校において「活動主義的教育方法」が広まってきていることを示すデータも存在する⁽⁸⁾。

そういった動向をうけて政府は、1923年には学習プログラムをポワンカレ（Poincaré）内閣の下の公教育大臣レオン・ベラル（Leon Bérard）の名前でだす。その作成過程において中心的な役割を果たしたのは初等教育局長であったポール・ラピ（Paul Lapie, 1869-1927）⁽⁹⁾である。ラピはビネ（Binet）に学ぶ心理学者でありデュルケムに学ぶ社会学者であり、さらにデカルト（Descarte）に学ぶ合理主義のモラリストであった⁽¹⁰⁾。教育科学も学んでいた。彼の複数の領域にまたがる学識は、学習プログラムの改革へとつながることになる。彼は、心理学の教育を適用すべきと考える。

彼は、教員は「科学的」な使命をもつ⁽¹¹⁾という前提にたつ。1920年には師範学校の学習プログラムを先に改革した。その結果、師範学校では、「心理学、教育学、社会学、道徳、科学的哲学」を3年間学ぶこととし、それらの重要性を増している。それまでの1905年版学習プログラムと比較すると、社会学、科学的哲学が新たに加えられている⁽¹²⁾。あくまで彼は心理学・社会学など「科学的」な内容を教員養成課程にいれることを重要視した。

一方でラピは、科学は事実、道徳は規範に関するものと考えていた、科学と道徳は別の次元のものという前提であった⁽¹³⁾。19世紀末の社会学者はフランス社会を認識することから科学的道徳をうちたてることを構想していたが、彼もそれは不可能と考える。しかし彼は、社会学的知見から道徳を導くことはありうると考えていた。例えば、「家族の結びつきがゆるんでいるという残念な事実がある」という社会学的知見は、われわれにそういった事情を避けるようにする手段を提供させる」とは述べている⁽¹⁴⁾。心理学についても「心理学により悪しき習慣から脱することができることはある」という⁽¹⁵⁾。また、彼は学校で教えられる道徳には、宗教的・形而上学的な前提や公準を排除することを主張し、その点ではコント以来の社会学の影響をうけていたといえる⁽¹⁶⁾。

第1学年では「心理学の教育への応用」とあり、「知能」「感覚」「活動」なども含まれていた。「一般教育学」では教育の道徳的、社会的目的、などが含まれていた。第2学年は「道徳、教育についての社会学の観念」では経済、家族、政治などについての社会学が含まれていた。「宗教的社会から政治的社会へ」という文言もある。第3学年は「道徳科学の一般的観念」である。自然科学の方法などが語られる一方で、道徳については思弁的な教え方がされていた。「学校の中立性」など「教員の職務道徳」についても触れられていた⁽¹⁷⁾。

遅れて、1923年6月20日に小学校の学習内容を定める「訓示（instruction）」がだされる。フェリエール法下において制定された1887年学習プログラム以来のものであり、その後に徐々に影響を与える文書である。1923年学習プログラム⁽¹⁸⁾と呼ぶことにする。フランスの学校における教育内容がすべて学習プログラムのおりに動くとは考えられないが、徐々に影響力をもつところはある⁽¹⁹⁾。

第2節 1923年学習プログラムの内容

1923年学習プログラムでは、総論からはじまる。「学習プログラムの簡素化」が当初にいわれてい

て、どの教科も例示されている内容は少なくなっている。教師は「より広い自由」を持つべきであるといひ、学習プログラムは「命令的な性質」を持つものではない、とある。

ついで学年ごとに、準備級（6-7歳）では「身体的、知的、道徳的なよき習慣について」、初級（7-9歳）では「簡単な概念について」、中級（9-11歳）では「基本的な概念を集結させることについて」、上級（11-13歳）では「抽象化にむけて、仕事をする、市民としての役割の準備段階として」というように、段階が示されている。

「直観的、帰納的（intuitive et inductive）」な方法、活動的な方法が推奨されている。モンテーニュからルソーまでの哲学に基づくと述べている。具体的見地（aspect）からの教育、行動（action）からの教育ともいわれている。

そこで、道徳（上級では道徳・市民）は筆頭の教科として位置付けられており、その内容に関しては以下のようになっている。

- ・準備級「ごく簡単な講話(causiers), 道徳的な小話(contes), 有名な偉大な人の話, よき習慣（清潔, 整頓, 時間の正確さ, 礼儀正しさなど）の育成」
 - ・初級「対話(entretien), 道徳的な物語(recit), 寓話(fables), 小話(contes)。例をともなつての対話」
 - ・中級「個人の徳の原理（節制, 労働への愛, 誠実, 控え目, 勇気, 寛容, 親切など）について, および社会生活（家族, 祖国）に対する義務の原理についての朗読(lectures)と対話」
 - ・上級
- 1 良心と性格。自分自身の教育。正義と連帯のさまざまな側面
 - 2 フランスにおける政治, 行政, 司法組織の観念。市民と市民の権利・義務

「談話, 講話, 朗読」などといろいろな表現がされているが。子どもの発達段階に応じて, 読み聞かせ, あるいは子どもに読み取りをさせて, 道徳の学びとするということが述べられている。

中級になると, 1887年学習プログラムでは「説明をともなつた」朗読, 対話であったが, 「説明をともなつた」の文字が消えている。教師の説明よりは児童が自分でなにを読みとるかを重要視したと読める。教えるべきとされる徳目についての言及は大幅に少なくなっている。「7項目など」の「例示」をするにとどめている。教師の自由裁量に任せていたところが多かつたと考えられる。どのような内容を教えるべきか, については主たる関心事ではなかつたといえよう。

すでに生じていた道徳・市民教育の動き⁽²⁰⁾を学習プログラムが追認したといえる。例えば 1887年学習では個々人に不死の「魂」が存在することを前提にしていたが, その後に出された手引書では「魂」はほとんど触れられなくなつていた。1923年学習プログラムは「神に対する義務」に触れられなくなつたことが研究では注目されることが多い⁽²¹⁾が, それもまたフランスの小学校用手引書では 1887年当初から触れていないもの多く, 20世紀にはいはほとんど言及されることがなくなつたことを追認したことである。「市民教育」はすでに中級までの学年では行われなくなつてきたことに関しても, 同様であることは 1905年頃からの手引書を見ればわかる。本稿でも述べたように第一次大戦後に「新教育」の要素がとりあげる動向があつたが, それも 1923年になつて学習プログラムに取り入れられている。

次いで学習プログラムは, 道徳教育の「目的」「方法」を語る。「目的」に関しては, 1887年版と同様の記述をひきついでいるところがある。

まず, 「道徳教育は学校のあらゆる教育を完成し, 結びつけ, 引き上げ, 高貴にさせるためのもので

ある」ではじまる。道徳が筆頭教科に置かれているが、各教科で学んだことを統括し、知的な教育を完成させるもの、人格の形成に結び付くもの、と道徳教育を位置付けていることは変わっていない。フランスにおける道徳教育が筆頭におかれているのは、19世紀以来「道徳・宗教」がその位置にありそれを引き継いでいるゆえである。ファルー法期のように宗教がすべてに優先しそれに他教科が従っていたというわけではない。道徳の学校における重要性は徐々に低下していくのがこの時代である。

道徳は子どもに「知らしめる (faire savoir) ためではなく、欲さしめる (faire vouloir)」ためであると述べる。道徳を教えることは、論理や分析、科学を教えるものとは別という位置づけである。道徳を教えることは技法 (art) であり科学ではないとも述べている。

公教育にたずさわる教員の役割として「ふさわしい文化を子どもに与えること」とされる。20世紀に入り、実際に「普遍と考えられる道徳」を提示するという教育は行われなくなる傾向になる。当時、社会学のほうではフランス社会に適合した単一の「道徳」をつくりあげることが不可能であり、社会学では道徳を研究対象としなくなっていったことも一因かと考えられる。道徳教育はあくまで「文化 (culture)」を教えることであって、普遍的真理の教育とは考えられなくなる。

1887年版にはなかった記述であるが、「教師は司祭でも家父でもない。」ゆえに、「誠実な人」を育てることに役割を限定している。そしてそこで教える道徳教育は「人を分断するドグマではなく、人を結びつけるための義務」を教えるものとされる。宗教的多様性(キリスト教, ユダヤ教)は前提であるが、それにも共通するものとして、フランスの「文化」が挙げられている。

「方法」は根本的に書き換えている。学校生活を通しての道徳教育という見解を示している。すなわち「学校生活が子どもに道徳法則を実践する機会を提供する。…学校生活は清潔、整理整頓、時間厳守、礼儀正しさといった『良き習慣』を子どもたちに与えてくれる。」のであって、それは「よき感情を開花させ、粗暴さをたてなおす」ものである。

1923年学習プログラムは年齢に応じた記述をしている。準備級では「意思より習慣に対して」、初級では「善を実践させることに意識的に」とある。まず子どもへの習慣づけからはじまり、学年進行ごとにレベルが高まっていく。中級、上級では意思 (volonté) が形成されてくる年齢ゆえに、学校生活のなかのある領域においては、「自治 (self government)」の観念が明記される。自治、すなわち共同生活のなかにおいて自分できめた規則に従って、自分で行動する、ということがいわれる。具体例としては、学校内で教師の許可を得て「衛生係」「体操愛好会」などをつくって活動することも挙げられている。道徳を学校という共同生活のなかにおいて習得するということである。

すなわち、既存の社会にある価値を伝達するだけではなく、子どもの生活から出発して価値を生み出していく方向がとられたわけである。その点は1887年版とは若干の差異があるところである。かつて行われていた「格言を子どもに暗記、暗唱させる」といった教育方法は次第に取られなくなっていった。また、「自治」という用語がでてくるように、自分が決めた道徳法則にしたがって、自分が行動することをいざれ目指すことが言われている。

授業の方法も、準備級は「小さな道徳的な話」を提示することから、初級は話を通じて道徳を高めることに、中級になると「個人の主な道徳と社会生活における主な義務」について考えることとなる。上級 (完成級) になると、原理について考えることは控えめに、とまで言われる。それは、エピクロスかゼノンか、ベンサムかカントか、という議論は避けるべきゆえ、とある。いずれの哲学が優越するかという議論は、学校内では避けられるべきものであり、それは個人が自分で考えることという位置づけである。

1923年学習プログラムは、「授業は、本、ノート、説明、要約といったものを使うことはない。道

徳の小さな問題を引き起こす短い物語によって子どもの良心を引き起こすことに、教師の役割は限定される。」とある。教師の役割はあくまで「引き起こす」ことである。なお、実際には手引書は生徒用にも教師用にも出版されていた。使用の頻度は減少したと考えられる。

1923年学習プログラムは「道徳・市民」科については週当たり授業時数を、準備級・初級・中級では1時間15分で、上級では1時間30分と定めている。およそ毎日の最初に15分程度の時間をとっていた学校が多いと考えられる。授業時数に関しては、子どもの学校生活のなかから道徳について学ぶのであるから、「道徳の時間」は少なくてもよいと考えられたといえる。

一日15分の時間、学校の始めの時間におかれたことが多いが、教師用指導書をもとに教師が話をし、あるいは指導書に掲載されている物語を読み聞かせる、あるいは特に中級・上級では子どもに文章を読ませる、という授業が多かった。また、手引書をすべて使用するというよりは、必要な箇所だけを朗読に使っていたと考えられる。

第3節 1923年通達以降の小学校道徳手引書

それでは、この時期に手引書はどのように変容したのであろうか。この時代、新たな学習プログラムをうけて、「説話集」のような手引書が増えている。本稿では、使用頻度が最も高かったと考えられるスシェ (Souché, A.) のものを検討する⁽²²⁾。

以下に、スシェによる「保育学校・幼児級、準備級・初級」のためにつくられた教師用指導書および、上級用の手引書『若いフランス人のための道徳の二冊目の本』⁽²³⁾をみる。後者は、フランス道徳教育連盟 (Ligue française d'Éducation morale) のコンクールに入賞しているものである。なお、当時手引書は教師のみが所持して使用されたとき、児童も所持して教科書として使用された場合の双方があった。

(1) 保育学校・幼児級、初級用指導書

本書は教師が「物語」「話」を朗読するために作成されている。構成と主な内容は以下のとおりである。

【表1】スシェの小学校（低学年用）、幼稚園用の指導書の構成と主な内容

章	主な内容
1 家族	「母」にはじまる家族内の道徳
2 動物、植物と花	動物は人間にとって友だちである、動物愛護
3 学校	学校のきまり、秩序や清潔、学校内での親切、協力
4 清潔、衛生と健康	衛生と実生活（ハンカチをもつこと、学校で遊ぶことなど）
5 整理整頓と気遣い	クラスでさわがないこと、きちんと並ぶことなど
6 勉強	労働のよろこび
7 よくなるために	勇気ある少年の話
8 誠実と礼儀	正義
9 親切	思いやり

「3 学校」の物語の一つの例をここでは見る。少し長くなるが、「学校の最初の日」という話を以下に引用する⁽²⁴⁾。

学校にはいかなければなりません。

1 ジェルトロード夫人は小さなアネットを学校にいかせることにしました。彼女は別の日にアネットとともに学校の先生に、子どもの名前をいい、子どもが素直に、尊敬し、よい行いをするを約束しました。そして、今日月曜日はアネットが学校に行く日です。

2 おばあさんと孫娘は早起きしました。二人は何時間か離ればなれになることに興奮していました。アネットにとって、これは世界への第一歩です。広い世界のことを彼女は知りません。前から学校にずっと行ってすでに賢くなっているみんなは小さな女の子をどうけいれしてくれるのでしょうか。

3 先生はどうでしょうか。先生は彼女の家では優しくな顔をしていました。良い子でいるアネットにむかって微笑んでいた時は。だけど、学級ではたぶんすごく厳しいでしょう。アネットは少し心が締め付けられるようなきがしました。おばあさんがだしてくれた、新鮮なバターをぬった焼いたパンとカフェオレをいそいで食べるのが苦痛でした。しかし、彼女は全部食べ終わりました。ジェルトロード夫人は言っていたからです。「アネット、よく勉強できるようになるには食べなさい。」と。そしてアネットはいつもおばあさんの言うことをきいていました。

4 小さなアネットは、準備ができました。よく髪をとかし、清潔にし、暖かい服を着て。「おばあちゃん、出発の時間ですか？」すこし声を震わせながら彼女はいいました。

ジェルトロード夫人は年老いたカッコウが時間をしらせるのに目をやり、「もう時間ですよ、すぐに。最初の日には私も連れていくから。こちらに来なさい、身なりがちゃんとしているかみるから。」

5 ジェルトロード夫人はマントのしわをのばし、小さなアネットを抱いて、優しく見つめました。なんてすばらしい小さな子でしょう。自信があって、まじめで、誠実で。おばあさんは彼女を抱きしめやさしくいいました。

「学校に行けることはうれしいかい。賢くなれるかい。小さな女の子たちと遊ぶのは好きかい。」アネットはこの質問に「はい」と恥ずかしそうに答えました。彼女はやる気に満ちていました。しかし、すこし臆病になっていました。みるかぎり、落ち着く必要があるようでした。

「こわがらなくていいよ」おばあさんはいいました。「うまくできるに決まっているから、きつとうまくいくよ。ほら、勉強を教わるためには学校に行かないといけないよ。」

「考えてみよう」

- 1 ジェルトロードは何をきめましたか。
- 2 どうしておばあさんと孫娘は興奮していましたか。
- 3 アネットは先生にどのように伝えられましたか。
- 4 小さな小学生が出発するときを語りなさい。(身支度、おばあさんのキス、忠告)
- 5 アネットは落ち着く必要がありました。先生と仲間は彼女を熱くころから迎えてくれたと思いますか。彼女は何をしたのでしょうか。

「考えてみよう」の設問からして、「登場人物の気持ちの読み取り」の学習であったといえる。ここでは「学校」において抽象的な道徳（「勤勉」「清潔、身なり」「(先生への) 尊敬」「(友達との) 協力」）を「物語」を通じてあるいは「物語について考えること」を通して、あるいは「活動」を通して低学年の子どもに理解させようとしているといえる。

およそ、学校において「よき習慣」を身に着けさせること、その「習慣」とは「家族内の道徳をま

もり、動植物を愛し、学校内で親切にし、清潔を守り、整理整頓をし、勤勉であり、労働を愛し」といった「よき児童」となるための道徳である。その道徳内容は 19 世紀以来から変わっていないところがあり⁽²⁵⁾、「フランスの伝統、文化」といえるところがある。

(2) 上級用

本書は第三共和政期から公教育にさまざまな形で影響を及ぼしたビュイッソンが序文を寄せているが、そこで彼は「非宗教的な学校は『半分の教育』にとどめるべきである」といい、あらゆる党派、あらゆる信仰に共通する「誠実な人 (honnête gens)」にかかわることを教える、それは「義務」である⁽²⁶⁾という。すなわち信仰を持つか持たないかに関係なく存在する「義務」を教えるという。彼は、「真実を考え、美を愛し、善を欲する」人になるようによびかける⁽²⁷⁾。「半分の教育」とは、あくまで宗教教育をのぞいた道徳教育、あるいは消極的な道徳教育と解することができる。また、「義務」の道徳というのは、1887 年の唯心論哲学者によってつくられた学習プログラムを受け継いでいるといえよう。フランスの道徳教科書は、1900 年代に学習プログラムからはなれる傾向がみられる⁽²⁸⁾が、回帰したということもできる。

本書序文には、この手引書は「人間とフランスの伝統をよびおこすもの」とある。後述するとおり、フランスの伝統的な道徳教育の内容に反するものではない。

各節ともに「対話」から始まっている。そのあとに、「日常における道徳的生活」でまとめられ、「朗読」がつづく。上級用になっても「日常」の生活との関連を子ども自身が自分で見つけ出し、さらに自分で発展させて考える、という考え方で手引書がつくられている。

「朗読」では例えばソクラテスの話などが収録されている。いずれも「読み物」を通して日常生活とも結びついた道徳を児童自身がよみとろうという観点がうかがえる。

構成は以下のとおりである。「道徳教育」と「市民教育」の部をわけている。

【表 2】スシェの小学校高学年用手引書

章立て	主な内容
道徳教育	
1 若きフランス人と生活における義務	「道徳的生活を身につける」ことに関する内容で、善と悪の区別、義務としての道徳（例えば控えめ、正常であること、毎日の道徳、親には義務があること、義務を習慣づけること、など）
2 家族	家族の中の道徳（家族の喜び、親子、きょうだい、フランスの家族の義務、学校と道徳教育）
3 国民的 (national) な義務	祖国、フランスの良さ、祖国のために死ぬこと、第一次大戦とフランス、愛国主義の義務、共和主義の義務、法の尊重など
4 個人の義務	人間の尊厳、自分への教育衛生、健康、アルコールとの戦い、お金、労働、価値の尊重、勇気、努力
5 社会への義務	連帯、科学と進歩、法律と正義、正義の義務：他者の権利の尊重、寛容、アソシエーション、悲惨 (misère) との闘い、愛の法則、エゴイズムとの闘い、自己犠牲
6 結論：生活において	永遠のフランスの忠誠 (foi)、未来における忠誠～諸国の平和へむけて、

なにをすべきか	理想への忠誠
市民教育	1789 年人権宣言からフランスの民主的共和国にいたるまでの歴史について、現行の国家権力、立法権、執行権、市民の義務、民法、労働法、人民主権、社会の進歩にむけて

内容は 1887 年版学習プログラムで強調されていた「個人の義務」がやはり登場する、その中身はアルコールなど、従前 1887 年学習プログラムのままの傾向が強い⁽²⁹⁾。

第 2 章のなかに、「学校と道德教育」という節がある。そこでは以下のような記述がある⁽³⁰⁾。

- 1 学校はあなたたちに教えるだけでは満足しません。学校はあなたたちにあらゆる道徳的価値をつくりだしてほしいのです。
- 2 学校では性格の道徳と社会的な道徳を身につけるところです。勇気、正義、相互扶助。
- 3 学校では一度にあらゆる規律を学び、自由を学びます。

上記は、当時の学校における「道德教育」の役割を端的に示していると考えられる。学校は社会的な道徳を身に着ける場所である、規律を学ぶ場所であると同時に、ただ教えるだけでなく自分の道徳的価値を見出す場所という。そこでいう社会的な徳の一例として勇気（仲間を守る、暴力や自分勝手やうそと戦う）が挙げられている。

第 6 章「結論」では、「忠誠」で締めくくっている。忠誠 (foi) とは宗教的文脈では「信仰」と訳される言葉であるが、共和国への忠誠さらには熱狂をあおっていたといえるかもしれない⁽³¹⁾。非宗教的な「忠誠」を最後に道德教育の分野をしめくくっている。国民的義務として国防などだけでなく、共和主義者としての道徳（法の尊重など）、また他にも連帯、寛容などの共和主義的価値が多く登場するようになったことが注目される。

市民教育の部では、フランスの共和政にいたるまでの歴史、現行制度、共和国の法律などが登場する。いずれにせよ、当時の第三共和政体に対する愛着を求めているように読める。

本書に登場する「対話」「朗読」とは以下のようなものである。例として、「共和国の義務」のところを長くなるが、引用してみよう⁽³²⁾。

対話

- 1 フランスは偉大なる民主主義の国である。代表者を媒介として統治される。人民が法律をつくる代表を選び、それを執行する責任をもつ行政官を選ぶ。
- 2 「共和国は人間の尊厳のために、国民の意思のための体制としてすぐれている。万人の自由を保障し、そして人民の問題を互いに話し合う必要により、集会をひらき、関与し、適切な目的のもとに方向づけられているか、うまくいっていないときには担当者を交代させるなどの報告を求めることのできる唯一の制度である。(ガンベッタ)
- 3 我々の共和国は、はるか昔からあるがフランスを繁栄と名誉へと向かわせてくれる。これまでの努力により、フランスは軍隊を再組織化し、その賢明で価値ある政治は我々を堅き友情と世界の共感へと値するものとさせた。そして、危機になったときは、すべての国民は「よりすぐれた魂」で、権利と自由の勝利のために周囲に集まってきた。

我々の共和国はそういった活動の誇りである：共和国はフランスの大地を、フランスの魂を救ってきた。

4 共和国は国内では、フランス人の品位、健康と道徳性を落とすあらゆる形態の悪とたたかってきた。共和国は、幸福感に貢献し、万人に改善をもたらし、とりわけ労働者や下層階級の人にとっての努力をしている。そして、各々のフランス人の完全な尊厳を高めるために学校や衛生や配慮や連帯（組合、労働災害、毎週の休日、医療補助、高齢者への補助、退職労働者、多人数の家族の補助、8時間労働）といった法律をつくってきた。社会保障の法案もある。

日常の道徳的生活

- 1 第三共和政の歴史
- 2 偉大な共和主義者について：ダントン、カルノー、ラマルチヌ、ユゴー、キネ、ガンベッタ、J.フェリー
- 3 共和政は、尊厳、進歩、連帯的正義による政府である。：共和主義者の改革、まだ達成されていないことについて
- 4 共和主義の憲法の尊重：ブリュメール 18 日のクーデターと 12 月 2 日、それはウォータールーとセダンへと導いた。…
- 5 共和国では、国民の政府の意思であり、あらゆる暴力は犯罪である。改革をなすためには、合法的な軍のみが可能である。合法的な軍とは投票用紙である。

（朗読 1 は、ポワンカレの「ガンベッタと第三共和国」という、気球によるパリ脱出などの話）

朗読 2 共和国と連帯的正義という考え方

ああ、それを実行することは、フランス社会に未だにのこっている身体的道徳的な悲惨や不正義をできるだけなくすことだ。（中略）

しかし、より悲しい状況が別の理由でまたある。労働者として誠実な人が最後には物乞いにならないかという恐れにとりつかれること、誠実な生には希望がないということである。下層にいる多数と上層にいる少数は教育の違いにあるように大きな隔たりがある。

しかし、公的理性の発展によって大きな進歩がある。書く、話す、投票する権利は革命をおこす権利を破壊した。忘れてはならない。あなたたち、私の友は、共和国の自由の体制のなかにいる。あらゆる暴力は犯罪であり、共和国の自由を殺すものである。幸いに、一方で暴力は思われていたより減少してきた。思われていたより多くの数の世界の幸せ、善意の人、正義で寛大な魂がある…。

行こうではないか。信頼を持とうではないか。そうすればうまくいく。

共和国が美しいのだから、我々のフランスをみることは希望がある。身体的道徳的な悲惨や不正義がのこっているとしてもそれと戦っている前衛の人民を見ようではないか。

E.,Lavisse, Discours à des enfants, Colin, édit

（考えてみよう）

1. よき市民の努力によってのみ、共和国は生き、繁栄することができる（ガンベッタ）
2. 3つの共和国（第一、第二、第三共和国）は永遠の感謝の対象とならなければならない。第一は大地を与えてくれた、第二は普通選挙を与えてくれた、第三は知識を与えてくれた。（ジュール・フェリー）
3. 自由な制度を発展させるのに貢献しながら祖国に尽くさないといけない。絶えず、子どもたちのあいだにさらなる平和、正義、友愛・連帯を子どもたちに与えながら。（L. ブルジョワ）

引用されている、エルネスト・ラヴィスは『プティ・ラヴィス』と呼ばれる小学校用歴史教科書の執筆者で、当時第三共和政を正当化するイデオロギックな役割を担っていた人物である。本手引書で

もたびたび引用されている。本書から見ても「フランスの大地」「フランスの魂」という表現があるが、共和国が「公的理性」の発展により、無知や暴力などの悲惨を取り除いてくれる、という内容が書かれている。

第一次世界大戦はフランスの勝利であったが、惨事でもあった。市民として共和国に対する「犠牲の精神」⁽³³⁾が語られることにもなった。当時のフランス社会に「格差」が存在することも明言されていた。当時のフランス共和国を正当化する内容であり、デュルケムのいう「社会集団への愛着」の教育ともいえる⁽³⁴⁾。しかし、彼のいうように「社会の本性」を科学的に明らかにして、「完全に合理的な道德教育」⁽³⁵⁾を行うことにより、「意思の自律性」をもって児童はそれに従うというようには、当時のフランスの現実はなっていなかった。あくまで、学校で教えられる道德教育は「消極的な道德教育」であった。

むすびにかえて

第一次大戦後の道德・市民教育は、すでに広まりつつある「新教育」の要素を1923年学習プログラムがとりこむという時代であった。子どもの生活での学びや自発性を重視する方向に動いたといえる。学習プログラムは簡素化され、「道德」の時間は減少し、子どもが学校において道德性を身に着けるという自律性にまかせたことがある。また、「神に対する義務」は学習プログラムから消え、この問題が論じられることもなくなった。

また、道德をどう教えるかについて子どもの年齢をも考慮して、「講話」をきかせるなどの方法から行うという教育方法となっていた。教育実践で行われていることが、学習プログラムという行政文書に反映されるという方向に動いていたといえよう。フランスの教育課程行政は、学習プログラムの拘束力で動くというよりは、比較的自由に教育実践が行われてよりそれに呼応して教育課程行政が動くといえるところがある。

1923年学習プログラムは、教えるべき道德の内容を詳細に定めなかった。「新教育」の要素をとり入れるなど、既にフランスの小学校で生じていた現象を学習プログラムが追認した点も多い。実際に教えられていた道德としては「誠実な人」となるために、具体的に小学校では「よき児童」であることを意味していた。それは、19世紀からつづくフランスの小学校における勤勉である、清潔である、思いやりややさしさを持つという、「学校における道德」を身に着けることである。そういった内容は宗教教育全盛の19世紀からも変わりはない⁽³⁶⁾。また、フェリー法実施当初に教えられていた道德との連続性も高く、「伝統」を踏まえたものといえる。

それだけでなく、「共和政」フランス政府のもとでの「市民教育」がこの時代は加えられていた。学習プログラムがそのように定めていたわけではないが、当時は「市民教育」として、第三共和政期のフランスの国家・社会について正当化する傾向があったとはいえよう。この時代、学校によって使用された教材は様々であり一概に言うことはできないが、この時代の傾向を明らかにすることはある程度できたと考える。

この時代の道德教育は、ビューッソンの道德教育は消極的であるべき、という観念を継承しているといえる。あくまで「読み物」「講話」からなにを読み取るかは子どもが決めることであり、小学校で習う道德教育のうえに、さらなるどのような道德性（哲学あるいは宗教性）を身に着けるかは、本人自身の判断によるという前提である。

その後の学習プログラム改定は、1936年の人民戦線内閣成立以降の1938年となる。義務教育が14歳まで延長されるとともに、小学校完成級で「道德、市民生活への初歩（*morale et initiation à la*

vie civique)」という教科において、労働に関する法や規則が詳しく教えられるようになる。それもナチスの侵攻をうけてヴィシー政権期には短期間のうちに停止におこまれる。しかし、第二次世界大戦後にはまた再導入される。そしてそれは、1960年代には衰退にむかう。さらなる研究を今後の課題としていきたい。

注・引用文献

- (1) 大津尚志「第三共和政期の道徳・公民教科書分析」(『日仏教育学会年報』第10号, 2004年, pp. 151-164.), 大津尚志「フランスにおけるフェリー退陣以降の道徳・市民教育(1885-1912)」(『教育学研究論集』第13号, 2018年, pp. 1-8.)
- (2) 原聡介「国民的連帯に向かう第三共和国」梅根悟監修『世界教育史大系 38 道徳教育史 I』講談社, 1976年。
- (3) Déloye, Y., *École et citoyenneté, L'individualisme républicain de Jules Ferry à Vichy: controverses*, Presses de la foundation nationale des sciences politiques, 1994.
- (4) Mougnotte, A., *D'hier à Demain, l'éducation civique et sociale*, Edition érès, 1992, p. 33.
- (5) Prost A., *Histoire de l'enseignement en France 1800-1967*, Armand Colin, 1968, p. 393.
当時の手引書の記述にも「戦争は偽り, 人類にとっての災い」とあったりする。See, Bremond E., et Moustier D., *L'éducation morale and civique à l'école*, 1922, Delalain, p. 105.
- (6) なお, Mougnotte は政治的に, リベラル・デモクラシーの時代になっていくことと, 新教育を結び付けている
Mougnotte, A., *Pour l'éducation au politique*, éditions universitaires du sud, 1992,
p. 21.
- (7) *Pour l'ère nouvelle*, no.1, 1922.
- (8) Girault, J., *Pour une école laïque du peuple!*, Publisud, 2009, p. 77.
- (9) Lapie の論文集が出版されている (introduits et présentés par Hervé Terral,) Paul Lapie, *Ecole et Société*, 2003, L'Harmattan.
- (10) Ibid.
- (11) Ibid., p.30.
- (12) Grandière, M., *La formation des maîtres en France 1792-1914, Recueil de textes officiels*, INRP, 2006, pp. 563-564.
- (13) Ibid., p. 280.
- (14) Ibid., p. 281.
- (15) Ibid.
- (16) Ibid., p. 297.
- (17) Ibid., pp. 201-210.
- (18) B.A.I.P. Année 1923, pp.75-91., P.-H. Gay et O. Mortreux, *Programmes officiels des écoles primaires élémentaires 1923-1924*, Hachette, pp. 6-39.
- (19) 道徳・市民科学習プログラムに賛同する教師ばかりではなかった, というデータもある。Girault, op.cit., p. 72.
- (20) 大津尚志「第三共和政期」, 大津尚志「フェリー退陣」参照。
- (21) 例えば, 石堂常世「学校における道徳教育」(天野正治ほか編『現代教育問題史』明玄書房, 1979年, pp. 259-279, p. 271), 石堂常世『フランス公教育論と市民育成の原理』風間書房, 2013年。Mayeur F., *Histoire de l'enseignement et de l'éducation III. 1789-1930*, Perrin, 1981, p. 649, Déloye, op.cit., p. 183.
- (22) Souché, A., *Le livre du maître pour l'enseignement de la morale aux enfants des petites classes - école maternelles et classes enfantines, cours préparatoires et cours élémentaires*, Paris Librairie classique Fernand Nathan, 1925. なお, スシェはペンネームであり, 本名は Aimé Pottevin であった。フランスにおいては手引書出

- 版の統計は存在しない。他文献での言及の多さを考えると、代表的なものと考えてよいと判断した。なお、この時期に使用された手引書としては Buisson, F., *Leçon de morale*, Librairie Hachete, 1926. や, Laloï Pierre, *Les récits de Pierre Laloï*, A. Colin 1925. がある。Laloï は本稿でも言及する Ernest Lavisse のペンネームである。小学校用歴史教科書のみならず道徳教科書もすでに執筆していた (Pierre Laloï, *La première Année d'instruction morale et civique*, (quinzième édition), Armand Colin et Cie, 1886) が、「説話集」のようにして新たなものが出版された
- (23) Souché, A., *Le 2e livre de morale du jeune français*, Librairie d'éducation nationale, 1923, p.3, 本書は男子小学校用であるが、女子小学校用には *Le 2e livre de morale du jeune française*, Librairie d'éducation nationale, 1926. が出版されていた。第2章「家族」で「家庭における女子の役割」、「若い母」という項目が登場するなど、若干の差異はあるが大きな構成は変わっていない。
- (24) Souche (1925), pp. 97-98.
- (25) 大津尚志「フェルー法期フランスにおける初等学校と宗教教育」(『学校教育センター年報』(武庫川女子大学), 第2号, 2017年, pp. 21-31.)
- (26) Souché (1923), *Ibid.*, p. 3.
- (27) *Ibid.*
- (28) 大津尚志「フェルー退陣」参照。
- (29) 1938年にスシェの改訂版手引書がでるが、1887年学習プログラムとの一致傾向はより高まる。Aimé Souché, *Le premier livre de morale du jeune français, cours moyen, nouvelle édition*, Librairie d'éducation nationale, 1938.
- (30) *Ibid.*, p.41.
- (31) See, Compagnon B., et Thévenin,, A., *Histoire des instituteurs et des professeurs de 1880 à nos jours*, Perrin, 2001, p. 63.
- (32) Souché (1923), pp. 72-75.
- (33) See, Ponteil, E., *Histoire de l'enseignement 1789-1965*, Sirey, 1965, p. 332.
- (34) Durkheim, E., *L'éducation au Morale, nouvelle édition*, PUF, 1963.
- (35) *Ibid.*, p. 3.
- (36) ただし、「動植物に対する愛着」は19世紀にはさほど教えられていなかった、という変化はある。